

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 1 回 会 議 議 事 録

令和 3 年 4 月 8 日
愛知県水産会館 5 階 大会議室

日 時	令和3年4月8日(木) 午前10時30分から午前11時15分まで		
場 所	愛知県水産会館5階 大会議室		
議 題	第1号議案 会長の選出について 第2号議案 会長職務代理者の選出について 第3号議案 愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について 第4号議案 漁業に関する協定に係る委員の選出について 第5号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について		
出席委員	山下三千男 黒田 勝春 稲垣 芳樹 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 吉武 正康 小林 俊雄 榊原 満男 山下 金次 吉田 和広 鈴木 輝明 小林 清和 岩田 靖宏 長谷川桂子		
事務局職員	書記長 服部 嘉文 主 査 柘植朝太郎		
農林水産部	農業水産局長 中根 俊樹 水産振興監 岡田 元 水産課 課 長 岡本 俊治 " 担当課長 柴田 晋作 " 課長補佐 堀木 清貴 " 主 任 市来 亮祐 " 技 師 和地 柚貴		

事務局（服部）	ただ今から第 22 期第 1 回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。
農業水産局長	最初に中根農業水産局長から御挨拶をお願いいたします。 皆様、おはようございます、愛知県農業水産局長の中根でございます。 第 22 期第 1 回愛知海区漁業調整委員会会議の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、本日の会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 愛知海区漁業調整委員会は、漁業者を主体とする漁業調整機構として昭和 25 年に発足して以来、漁業権の検討や漁業種間の操業調整、水産資源の保護培養など、幅広い役割を担われ、本県漁業の発展に多大な貢献をしてこられました。その御尽力に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。 さて、本県は伊勢・三河湾、渥美外海の豊かな海に恵まれ、多くの魚種で全国上位の生産量を誇っておりますが、水産業を巡る情勢は、資源の減少や価格の低迷、漁場生産力の低下などにより厳しい状況にあります。 県といたしましては、この 3 月に愛知県漁業振興計画を策定し、将来に向けて本県水産業が持続的に発展していくための様々な施策に取り組んでまいります。 委員の皆様方におかれましては、豊富な経験と高い見識によりまして、本県漁業の発展に向け、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。
事務局（服部）	ありがとうございました。 本日は初めての会議でございますので、御出席の皆様を事務局から御紹介いたします。 なお、本日の配席は、委員歴の長い委員からとし、同じ場合は、年齢順とさせていただきますので、御了承ください。

それでは委員の皆様を御紹介いたします。

(山下三千男委員→黒田勝春委員→稲垣芳樹委員→鈴木惣和委員→山本昌弘委員→中根静夫委員→吉武正康委員→小林俊雄委員→榊原満男委員→鈴木輝明委員→小林清和委員→山下金次委員→岩田靖宏委員→吉田和広委員→長谷川桂子委員の順に紹介)

続きまして、農業水産局の職員を御紹介いたします。

(中根俊樹農業水産局長→岡田元水産振興監→岡本俊治水産課長→柴田晋作担当課長→堀木清貴課長補佐→市來亮祐主任→和地柚貴技師の順に紹介)

最後に私ども事務局職員を紹介させていただきます。

(柘植朝太郎主査→服部嘉文書記長の順に紹介)

ここで所用のため中根農業水産局長は退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(中根農業水産局長 退席)

本日は、定員 15 名のうち、15 名の出席を得ましたので、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、この委員会の会議は成立いたしました。

議長につきましては、委員会運営規程第 5 条第 3 項に、会長及び会長職務代理者がともに欠け、又はともに事故あるときは、当該会議に出席した委員の年長者が議長の職を行うとあります。よって、小林俊雄委員に議長をお願いいたします。小林俊雄委員は議長席へお移りください。

臨時議長（小林俊雄）	（小林俊雄委員 議長席へ） それでは新しい会長が決まるまで私が臨時議長を務めますので、よろしくお願いします。 はじめに、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名させていただきます。本日の会議の議事録署名者には、臨時議長の私と、山下三千男委員、黒田委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 第 1 号議案「会長の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（柘植）	第 1 号議案 「会長の選出について」説明させていただきます。 お手元の委員会関係規程集の付箋が付けてあるページをお開き下さい。会長の互選につきましては、愛知海区漁業調整委員会運営規程第 2 条に規定されております。第 1 項会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって会長とする。ただし、最多数を得た者が 2 人以上あるときは、くじで定める。第 2 項前項に規定する会長の互選について、委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。となっております。 以上でございます。
臨時議長（小林俊雄）	ただ今の説明にあったように、会長の選出は無記名投票、あるいは皆様方に異議がないときは指名推薦を用いることができるとのことですが、御意見はございますか。
委員（吉武）	指名推薦で選んではいかがでしょうか。
臨時議長（小林俊雄）	ただ今、指名推薦との御意見がございましたが、御異議はございませんか。

委員（多数）	（異 議 無 し）
臨時議長（小林俊雄）	異議無しとの声をいただきましたので、会長の選出は指名推薦とします。どなたかの御推薦はございますか。
委員（吉武）	山下三千男委員を推薦します。
臨時議長（小林俊雄）	ただ今、山下三千男委員との推薦を頂きましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
臨時議長（小林俊雄）	異議無しとの声をいただきましたので、指名推薦に対して採決します。山下三千男委員を会長にすることに賛成の方は挙手願います。
委員（多数）	（挙 手 多 数）
臨時議長（小林俊雄）	挙手多数と認めます。よって、会長は山下三千男委員に決まりました。
事務局（服部）	小林俊雄委員、ありがとうございました。 委員会運営規程第5条第2項により、会議の議長は会長がこれにあたりとされておりますので、以降の議長は、山下会長にお願いいたしますが、ここで進行の打合せをさせていただきたいので、休憩時間を取らせていただきたいと思います。再開は10時50分といたします。 （進行打合せ・休憩）
事務局（服部）	会議を再開させていただきます。それでは山下会長から就任の

	御挨拶をお願いいたします。
会長（山下三千男）	このたび第２期愛知海区漁業調整委員会会長に就任いたしました山下三千男でございます。 皆様方の温かい御推挙によりまして、２期連続で本委員会の会長に御選任いただきましたことは、誠に光栄でございます。 本県漁業の発展と海区漁業調整委員会の円滑な運営のため、一層努力し、この大任を果たしてまいりたいと思います。 皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げまして、会長就任の御挨拶といたします。
議長（山下三千男）	それでは、議事に入ります。第２号議案「会長職務代理者の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（柘植）	第２号議案 「会長職務代理者の選出について」説明させていただきます。 同じくお手元の愛知海区漁業調整委員会運営規程第３条を御覧ください。前条の規定は、会長の職務を代理する委員の互選に準用する、と規定されております。従いまして、会長選出と同様、無記名投票あるいは委員の皆様には異議がないときは、指名推薦を用いることができます。 以上でございます。
議長（山下三千男）	ただ今の説明にありましたように、会長職務代理者の選出は会長選出と同様、無記名投票、あるいは皆様方に異議がないときは指名推薦を用いることができるのですが、御意見はございますか。
委員（山本）	指名推薦で選んではいかがでしょうか。
議長（山下三千男）	ただ今、指名推薦との御意見がございましたが、異議はござい

	ませんか。 (異 議 無 し)
委員 (多数)	
議長 (山下三千男)	異議無しとの声をいただきましたので、会長職務代理者につきましては、指名推薦とします。どなたかの御推薦はございますか。
委員 (山下三千男)	黒田委員を推薦します。
議長 (山下三千男)	ただ今、黒田委員との御推薦を頂きましたが、いかがでしょうか。
委員 (多数)	(異 議 無 し)。
議長 (山下三千男)	それでは指名推薦に対して採決します。黒田委員を会長職務代理者に選出することに賛成の方は挙手を願います。
委員 (多数)	(挙 手 多 数)
議長 (山下三千男)	挙手多数と認めます。よって、会長職務代理者は黒田委員に決まりました。黒田委員は会長職務代理者席へお移りください。 (黒田会長職務代理者 代理者席へ)
議長 (山下三千男)	それでは、黒田会長職務代理者から就任の御挨拶をお願いいたします。
会長職務代理者(黒田)	このたび第 22 期愛知海区漁業調整委員会の会長職務代理者に就任いたしました黒田でございます。 会長のもと、委員会が公正に、また円滑に運営されるよう、精一杯努力したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（山下三千男）	次に第3号議案「愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（柘植）	第3号議案「愛知・三重連合海区漁業調整委員会委員の選出について」説明させていただきます。 1 ページを御覧ください。 愛知・三重連合海区漁業調整委員会は、愛知三重両県の共有の漁場である伊勢湾・渥美外海における漁業調整を図ることを目的として発足、昭和20年代から開催されました。 昭和55年に一時中断されましたが、平成15年、23年ぶりに再開を果たして以降、現在までに13回の会議が開催されています。 直近では、平成23年に2回開催され、愛知／三重の漁業管理の基本的な考え方について、両県において最終化された「漁業に関する協定（案）」の説明が水産庁からありました。 2 ページに連合海区事務規程がございます。第2条で、連合委員会は両県の海区漁業調整委員会会長が指名する委員、9名をもって構成することが規定されております。 再び1 ページにお戻りください。ページの下段、参考として愛知・三重連合海区における第21期愛知海区委員の名簿を載せております。委員9名のうち、竹内委員と船越委員が今回22期委員に就任されておられません。 以上、よろしくお願いいたします。
議長（山下三千男）	ただ今の説明につきまして、御質問等はございますか。 質問等も無いようですので、愛知・三重連合海区漁業調整委員会事務規程第2条で、委員は、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。委員には、会長である私と、黒田委員、稲垣委員、鈴木惣和委員、山本委員、中根委員、小林俊雄委員、榊原委員、鈴木輝明委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

水産課（堀木）	続きまして、第4号議案「漁業に関する協定に係る委員の選出について」水産課から説明をお願いします。 第4号議案「漁業に関する協定に係る委員の選出について」の資料をご覧ください。表紙をめくっていただき、1ページ目「漁業に関する協定」でございます。 「漁業に関する協定」とは、愛知県と三重県が利用する渥美外海における漁場の利用等に関する協定で、水産庁の仲立ちによって平成23年11月に両県の行政と海区漁業調整委員会が合意して締結されたものであります。 5ページをご覧ください。 第10条に紛争処理委員会について規定されております。紛争処理委員会は、渥美外海において発生した漁船間のトラブルに関して当事者間で解決ができない場合、両県いずれかの申し入れにより開催し、解決に向けた調査、審議を行うものです。別に定めた設置要綱で海区漁業調整委員から1名を選出します。なお、これまでの開催実績はございません。 6ページをご覧ください。 第11条に資源専門家委員会について規定されております。資源専門家委員会は、渥美外海の水産資源について調査、審議を行うもので、年1回開催しております。こちらも別に定めた設置要綱で海区漁業調整委員から1名を選出します。 9ページをご覧ください。 令和3年3月末時点の紛争処理委員会及び資源専門家委員会の愛知県委員名簿を載せております。 紛争処理委員会は小林俊雄委員に、資源専門家委員は船越委員に就任していただいております。 今回は、海区漁業調整委員の改選に伴って、紛争処理委員及び資源専門家委員の選出をお願いするものです。 なお、参考として10ページ以降に紛争処理委員会及び資源専門家委員会の設置要綱を付けております。
---------	---

	以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議をお願いします。
議長（山下三千男）	ただ今の説明について、御質問等はございますか。
議長（山下三千男）	質問がないようですので、まず、紛争処理委員会の委員を選出したいと思います。どなたか適任者の推薦はございますか。
委員（稲垣）	会長一任ではどうでしょうか。
議長（山下三千男）	ただ今、会長一任との発言がございましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下三千男）	それでは、21期の4年間、紛争処理委員を務めてこられた小林俊雄委員に引き続きお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下三千男）	それでは、小林俊雄委員に紛争処理委員会の委員をお願いすることといたします。 次に、資源専門家委員会の委員を選出したいと思います。どなたか適任者の推薦はございますでしょうか。
委員（稲垣）	会長一任ではどうでしょうか。
議長（山下三千男）	ただ今、会長一任との発言がございましたが、いかがでしょうか。

委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下三千男）	それでは、水産資源に詳しい、岩田委員に、資源専門家委員会の委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下三千男）	それでは、岩田委員に資源専門家委員会の委員をお願いすることといたします。 続きまして、第5号議案「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（柘植）	第5号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について、御説明させていただきます。 表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。まず、太平洋広域漁業調整委員会についてご説明いたします。 1 委員会の設置ですが、広域漁業調整委員会は漁業法第152条第1項の規定により、太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海に設置されております。 2 委員会の機能としては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行います。2ページおよび3ページをお願いします。昨年度の開催状況についてです。昨年度は太平洋広域漁業調整委員会が3回、その部会であります太平洋南部会が1回開催されております。内容については参考にしていただければと思います。 1ページに戻っていただきまして、3 委員構成ですが、委員会は、漁業法第153条の規定により、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、学識経験者で構成され、太平洋広域漁業調整委員会については委員数が28名となっております。このうち海区代表者は、太平洋の区域内に設置された海

	区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者、各一人となっております。 続きまして、4ページをご覧ください。 広域漁業調整委員会都道府県海区互選委員についての水産庁の通知文です。この度の海区漁業調整委員の改選に伴う広域漁業調整委員互選等の取扱について確認するものでございます。 先ず、1の漁業法における広域漁業調整委員会委員に関する規程の(2)委員の失職の下線部をご覧ください。海区互選委員が海区漁業調整員でなくなったときは、その職を失うこととされています。現在の愛知県選出委員は船越元委員でしたので、2.具体的な取扱についての(2)のとおり、今回の委員会で新たに委員の選出をお願いするものであります。 また、委員の任期についてでございますが、1の(1)のとおり、漁業法第156条で準用する同法第143条第1項の規定により4年間とされており、前回の広域漁業調整委員会委員改選から4年となるまでとなっております。また、新たに補充された海区互選委員は前任者の残任期間在任することとされておりますので今回は令和3年9月30日までとなります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（山下三千男）	ただ今の事務局の説明について、御質問等はございますか。
議長（山下三千男）	質問等も無いようですので、どなたか適任者の推薦はございますでしょうか。
委員（鈴木惣和）	会長一任ではどうでしょうか。
議長（山下三千男）	ただ今、会長一任との発言がございましたが、いかがでしょうか。
委員（多数）	（異議無し）

議長（山下三千男）	それでは広域的な水産資源管理に詳しい鈴木輝明委員に、太平洋広域漁業調整委員会委員をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下三千男）	それでは鈴木輝明委員に、太平洋広域漁業調整委員会委員をお願いしたいと思います。
議長（山下三千男）	以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。 これにて第 22 期第 1 回愛知海区漁業調整委員会会議を終了します。 ありがとうございました。 臨 時 議 長 議事録署名者 議事録署名者

